

「不改常典」の典拠と『公羊伝』

田 阪 仁

【要約】

元明天皇の即位宣命に初出する「不改常典」に関しては膨大な研究成果があるが、本居宣長が指摘した「此文字を本にて出来たる言」という観点から、その典拠を探すという作業が残されている。本稿ではそれを『後漢書』楊終伝の「百王常典、不易之道也」に求め、関連して『公羊伝』が説く「讓国（讓位）」と「皇位継承順の遵守」こそが、草壁・文武亡き後の皇位継承問題を背後で支えた思想的根拠であることを説明せんとするものである。

(一) はじめに

本居宣長の『續紀歷朝詔詞解』（一八〇三年）は「續紀に出たる詔書のかぎりを擧て、その詞を解たり」というもので、「今日に至つても容易にその根幹を超えることの出来ない」と評される貴重な研究成果である。

当書で宣長は専らわが国上代の古語の解釈に意を注ぐため、その対象素材には宣命体で書かれたものに限られる。従つて、漢文体による元正天皇朝の詔はその対象外である。もとより、『日本書紀』を読むにつけ「かの上代のからぎまの造詔ツクラミコトの、こちたくうるさきにつけても、古語のまことの詔詞の、いとしぬはしき歎きぞ、たへがたかりける」という宣長ゆえ、その第一詔から第六二詔までの間に、古語と認めぬ「から文」の類に注すること五〇か所

余りに及ぶ。またその全文が漢籍のままと判じる「大赦天下」以下の詞文は「今は用なく、煩はしさに、省ける也」と、取りあげていない。

『続日本紀』元明天皇の慶雲四年七月壬子条の即位宣命に初出する「不改常典」について、それを大化の改新とその新古典法の意に解した宣長の見解は今や否定されており、本稿ではそれを取り上げるのではない。問題は、宣長がそれを「加波流麻自伎都禰乃能理」と訓むべきとした上で、「然らばいづれをも、字音に讀ムべきにや、いかにも此言は、もとよりの古言にはあらず、此文字を本にて出来たる言なれば、音に讀マむもあしからじ」との認識を示した点にある。「(本来の古語ではないから)クブカイジョウテン」と音読みにしてもかまわない」と言ったのである。「古言にはあらず、此文字を本にて出来たる言」とは、即ちそれが「からざまの語」からの造語であろうことを、宣長は見抜き、予見していたのであった。

元明や聖武らの即位宣命にみえる「不改常典」をめぐることは、実に多くの論考が蓄積されている。しかし、宣長が予見していたいわば「漢語に基づく言」という観点からこの問題にアプローチした論考はまだないと認識している。⁽⁸⁾

では、宣長が立ち入らなかつた「此文字を本にて出来たる言」との立場に立つ時には、「不改常典」の典拠をいかなる漢籍に求むべきか、またその背景にはいったい何が見えて来るだろうか。敢えてこの課題に挑戦してみようとするのが本稿の目的である。

(二) 『続日本紀』における『漢書』等からの影響

「不改常典」の典拠を求めるとあたり、まず『続紀』では具体的に『漢書』や『後漢書』など中国史籍の記事からどのような文言をいかに撰取・引用しているのか、いわばその前提となる周辺事情を知っておく必要がある。

それゆえ、前置きとしては少し長くはなるが、管見の及ぶ範囲でその影響とおぼしき文例（ア）⁹）に注目し、具體相として列挙することから始めたい。

【文武朝】

（ア）大寶三年七月甲午条。「以災異頻見年穀不登。詔。減京畿及大宰府管内諸国調半。免天下之庸。」又「詔。五位已上舉賢良方正之士。」（傍線は引用者。以下も同じ。）

ここにみえる「舉賢良方正之士」について、果たして文武朝で実施されたか否かは判らない。わが国では単に觀念的な借用文言に過ぎなかったかも知れないが、中国では後の科挙制度のさきがけとなるものであった。「先有司。赦小過、舉賢才。」とは孔子の言だが、漢王朝では早く文帝の二（前一七八）年と一五（前一六五）年の詔にみえている。¹¹

いま前者の例は、一一月癸卯晦に日食があつた時の詔である。すなわち、

「朕聞之、天生民、為之置君以養治之。人主不徳、布政不均、則天示之災以戒不治。乃十一月晦、日有食之、適見于天、災孰大焉。朕獲保宗廟、以微眇之身託于士民君王之上、天下治亂、在予一人、唯二三執政猶吾股肱也。朕下不能治育群生、上以累三光之明、其不徳大矣。令至、其悉思朕之過失、及知見之所不及、句以啓告朕。及舉賢良方正能直言極諫者、以匡朕之不逮。因各敕以職任、務省繇費以便民。（略）」¹²

と述べる。日食という異常現象を自らの治世の不徳に対する天からの警告として受け止め、その責めは予一人にあるとして自らを戒める文辞（姿勢・政治理念）は漢王朝では普遍的にみられる。¹³ 水旱、年穀不登、日食、地震などのいわゆる災異現象が生起したときに、皇帝の治世に対し直言極諫できる人士を求めてこの表現を併用している。¹⁴ 後述するが「在予一人」の用例は『統紀』では元正や聖武の詔にも用いられた。

また、宣帝本紀の本始四（前七〇）年の例をみると、

「夏四月壬寅、郡國四十九地震、或山崩水出。詔曰『蓋災異者、天地之戒也。朕承洪業、奉宗廟、託于士民之上、未能和群生。乃者地震北海、琅邪、壞祖宗廟、朕甚懼焉。丞相、御史其與列侯、中二千石博問經學之士、有以應變、輔朕之不逮、母有所諱。令三輔、太常、內郡國舉賢良方正各一人。律令有可蠲除以安百姓、條奏。被地震壞敗甚者、勿收租賦。』大赦天下。」¹⁵

とみえる。災異は皇帝の治世に対する天地からの戒め（謹告）である。それゆえ宣帝はこの事態を懼れ、「博く經學の士に問うて災異に対応してこれを禦ぎ、朕の及ばぬところを補佐して、はばかることがあつてはならぬ。三輔・太常・内郡國に命じて賢良・方正の科の士をそれぞれ一人あて推挙させよ。」¹⁷と前引同様のことをいい、更に「律令のうち、もし除去して人民を安堵させられるようなものがあれば、箇条書きにして奏上せよ。（略）」（同上）とまで言っている。

当時の文人賈誼が「（略）故君以知賢為明、吏以愛民為忠。故臣忠則君明、此之謂聖王。」¹⁸ともいうように、聖王の要件には独善・独裁に陥らず、信賴關係に基づく識別賢良なる臣下からの献策をいかに治世に反映させるかに求められたのである。¹⁹

文武朝の（ア）大寶三年の場合も、八世紀初頭にける東アジアの夏が「冷涼多雨」²⁰であつたことが原因したのであろう、前段の詔には「災異頻見年穀不登」とあり、やはり災異の頻発により穀物の不作にみまわれた状況下で「舉賢良方正之士」の詔詞を使っている。日本での推挙制の実態はともかくも、同じ「舉賢良方正之士」という慣用表現の、場面に対応した的確な用法という点では漢・日相互に共通性を指摘できる。と同時に、恐らく日本の「華夷思想」²¹を背景とした文武天皇自身による中国皇帝への比擬の一端をもそれは示している。同様の姿勢は元明天皇以降にも続くものであつた。

【元明朝】

(イ) 慶雲四年七月庚子条。「有事于大内山陵。」

これは例えば『後漢書』光武帝本紀、建武六(後三〇)年夏四月丙子条の「幸長安、始謁高廟、遂有事十一陵。」²²に見える「有事」と用法的には同じである。唐の李賢らは「有事謂祭也」と注し、『春秋左氏伝』僖公八年秋七月の「有事於太廟」を一例に掲げる。

基本的に秦の制度を引き継いだ漢では、宗廟の制にも礼経にそぐわぬ面があり、のちに種々改廃の経緯もあるの²³でここでは迂闊な言及は避けたい。ただ、この「十一陵」とは前漢高祖の長陵、恵帝の安陵、文帝の霸陵、景帝の陽陵、武帝の茂陵、昭帝の平陵、宣帝の杜陵、元帝の渭陵、成帝の延陵、哀帝の義陵、平帝の康陵をさす。²⁴文案に則して言えば、「十一陵」を「大内山陵」に替えると(イ)は成り立つのである。

元明天皇は即位を前にして天武・持統の山陵を祭り、恐らくは謹んで「即位の意志を告げ、物を献じた」²⁵のであろう。「山陵」と「太廟」の違いこそあれ、物を供献して先代を祭るという点では先の光武帝とも共通しており、中国王朝に一般的な「有事于太廟」の表現をそのまま摂取援用した例と考える。実際に、文武亡きあとの皇統を継承・讓位せんとする元明には、天武・持統への山陵祭祀は重要な政治的意義を持ったであろう。²⁶皇后だったわけでもない元明の即位は「それまでの慣行からすれば、きわめて異例であった」²⁷とも言われるが、村井康彦氏が主張されたようにそれが異例ではないとしても、即位に先立ち天武・持統の山陵に「有事」すること自体が「不改常典」の成立背景とも深いかかわりを示すものではないかと思う。

ここにおいて元明や元正の即位と讓位は、『春秋』隱公元年春正月の「公羊伝」にある「故凡隱之立、為桓立也」²⁸との一文を想起させる。隱公は「この時、即位を辞したとしても、桓公が必ず即位できるといふ保証がなく、かりに桓公が即位しても、大夫たちが幼君(桓公)を補佐しないのではないかと心配だったため、自分が位につき、桓公が成長したら讓位したいと考え」²⁹、それで「桓公のためを思って位についたのである」(同上)という。「讓国」

と「王位継承順位の遵守」⁽³⁰⁾こそは『公羊伝』の大義（後述）であつたが、わが国の場合、讓国を讓位に置き換えれば腑に落ちる文脈となるだろう。

(ウ) 和銅元年七月乙巳、勅曰…「汝王臣等。為諸司本。由汝等勳力。諸司人等須齊整。朕聞。忠淨守臣子之業。遂受榮貴。貧濁失臣子之道。必被罪辱。是天地之理。君臣之明鏡。故汝等知此意。各守所職。勿有怠緩。能堪時務者。必舉而進。乱失官事者。必无隱諱。」

即位して日も浅く、平城京遷都を始動させていた女性天皇としての不安もあつたかと思える元明には、『漢書』が記す「謀反事件」にまつわる重要なフレーズ「臣子之道」に意を用いていることをここでは重視したい。ことは穂積親王をはじめ、左大臣石上麻呂、右大臣藤原不比等のほか、大・中納言、左大弁ら重鎮たちに忠誠心をもって忠勤を励むよう求めて勅し、今度は神祇大副、太政官少弁、八省の少輔以上、侍従、彈正弼以上及び武官の職事五位ら文武の五位以上の官人を召入れておこなつた勅である。

この勅にいう「臣子之道」の使用例は、『漢書』では例えば、衡山王伝、公孫弘伝、宣元六王伝などにある。武帝本紀の元狩元（前一二二）年一月条には、「淮南王安、衡山王賜謀反、誅。黨與死者數萬人。」⁽³¹⁾と結論だけを簡潔に記すが、当初、衡山王の賜は、謀反をはかつた淮南王安の弟ゆえの連座とされた。武帝は「連坐させるべきではない」と反対したが、廷尉により動かぬ証拠があつたとして訊問をうけ、白状してしまう。結局、衡山王賜は自殺したが、⁽³³⁾そういう漢王朝の皇族らによる謀反事件の処罰経緯をのべるなかで、「春秋之義」を背景に「臣子之道」を強調している。

衡山王伝所引の春秋の義は「春秋曰『臣母將、將而誅。』安罪重於將、謀反形已定。」⁽³⁵⁾である。これは本来、『公羊伝』莊公三二（前六六二）年および昭公元（前五四一）年では「君臣無將、將而必誅（君と親に対しては、弑せうと思ふことすらいけないのであつて、思つただけで誅殺される）」⁽³⁶⁾べきであるとするのに拠るもので、文言に異

同あるも意味は同じである。漢代の決獄事例に「春秋之義」が多用されたことは『漢律考』などによっても知られるが、この淮南王事件の場合も、膠西王の端がその大義を踏まえ、首謀者たる安以外の関係者にも応分の罪を贖わせて「臣子の道を天下に明示し、あえてふたたび非道叛逆の意をいだかせないようにさせたいとぞんじます」と、臣下（臣子）としてのあるべき姿を明確にすべく、淮南王安らへの処罰を主張したのである。

次に、宣元六王傳冒頭にみえる淮陽憲王欽は宣帝の子である。民間に育ち即位した宣帝には五男あり、共に異母兄弟である。宣帝崩後に元帝が立ち、憲王欽は封国（淮陽国）に就く。かつて父宣帝は欽を太子にする望みをもつたが叶わなかった。詳細は略すが、封国における欽は、外家（母方）の舅張博らに誑かしを受けること再三、しかも張博の女壻は、易学により元帝の親任を厚くしたことで有名なかの京房その人であった。房が禁中で得た内密の話などを博がつぶさに淮陽王欽に伝えたことが告発され、不忠の罪に問われた。有司は淮陽王の逮捕を請うたが、元帝は欽を法により処罰するに忍びず、諫大夫王駿に勅書を持たせて欽のもとへ遣わす。

この時、勅使王駿は淮陽王欽を諭している。即ち、『春秋』の義法では、過ちがあつてもこれを変え改めうる者を大とするのであります。『易』に、『藉くに白茅を用う、咎なし』とあるのは、臣子たる者の道として、過ちを改めてみずから一新し、おのれを潔くして上を承け、しかるのち咎から免れることを言うのであります。(40)と。

異母兄弟を諸侯王として封国に任ずるかぎり、謀反や大小の不忠・不道の事件は常に起こり得た。多くの場合に、皇帝は身内の処罰には消極的で、恩徳を加えるのが常だったが、それを正当化するための根拠にもまた「春秋之義」を持ち出し、その代わりに臣下としての正道を実践するよう強く求めたのである。

元明天皇は恐らく、漢代のそういう故事にも学び、自らの政治姿勢の中にうまく摂取・活用したのだと思う。居並ぶ官人たちを前に元明が自らこの「臣子之道」を説くことにより、拝聴する群臣たちには語の背後に付随する漢王朝の不忠事件を想起・彷彿とさせ、それによって臣下を戒め、忠臣たることを求めるといふ意図が読み取れる。

【元正朝】

(エ) 養老五年三月乙卯条。「詔曰。制節謹度。禁防奢淫。為政所先。百王不易之道也。王公卿士及豪富之民。多畜健馬。競求亡限。非唯損失家財。遂致相争鬪乱。其為條例令限禁焉。有司條奏。依官品之次定畜馬之限。親王及大臣不得過廿疋。諸王諸臣三位二駟〔十二疋〕。四位六疋。五位四疋。六位已下至于庶人三疋。(略)」

これは『漢書』哀帝本紀の綏和二(前七)年六月に見える有名な「限田制」(結局、実行されぬままに終わつたが)に関する詔と比較すると、両者の文章構造が全く同一で、明らかに官職名や位階などの文言や数値を巧みに書き換えて借用した詔詞であることが判る。即ち、いまその典拠として考えるのは、

「又曰。『制節謹度以防奢淫、為政所先、百王不易之道也。諸侯王、列侯、公主、吏二千石及豪富民多畜奴婢、田宅亡限、與民爭利、百姓失職、重困不足。其議限列。』有司條奏：『諸王、列侯得名田國中、列侯在長安及公主名田縣道、關内侯、吏民名田、皆無得過三十頃。諸侯王奴婢二百人、列侯公主百人、關内侯、吏民三十人。年六十位上、十歲以下、不在數中。(略)』」⁽⁴⁾

とみえるものである。なお、丞相孔光と大司空何武による同内容の奏請は食貨志にもみえるが、詔にはある「制節謹度。禁防奢淫。為政所先。百王不易之道也。」の部分⁽⁴⁾を欠くため、今の比較材料には使えない。

さて、両者を比較すれば、傍線部分の「制節謹度」から「百王不易之道也」までは、「以」と「禁」字以外は一字一句違わぬ同文で、「有司條奏」も一致する。内容的には哀帝本紀が主題とする「奴婢、田宅」を「健馬」に替えたのが味噌で、それに伴い「諸侯王、列侯、公主、吏二千石及豪富民」を「王公、卿士及豪富之民」に、「あとの諸王、列侯、公主、關内侯、吏民」を「親王及大臣、諸王、諸臣三位、四位・五位・六位已下至于庶人」に替え、「田宅」と「奴婢」とに分けていたのを、「馬疋」に替えて規定しなおしている。すべて我が国の実状に合わせた

内容に文言・数値を書き換えたことは明白で、文章全体の骨組み（構造）はまったく一緒である。つまりこの場合は、『続紀』が詔詞の範を『漢書』哀帝本紀に拠って作成したと言える一例として贅言を要さぬであろう。

文中の「百王不易之道」（後述）に唐の顔師古は「言為常法、不可改易」、「（いかなる王も）改易してはならない常法であることをいう」（拙訳）と注している。

（オ）養老五年冬十月丁亥条。「太上天皇 詔曰。朕聞。万物之生。靡不有死。此則天地之理。奚可哀悲。厚葬破業。重服傷生。朕甚不取焉。（略）又皇帝攝斷万機。一同平日。王侯卿相及文武百官。不得輒離職掌。負從喪車。各守本司視事如恒。」

これは太上天皇（元明）が右大臣長屋王、参議藤原房前を召し入れて発した、崩御直前の遺詔に当たるが、その内容は後漢光武帝の「薄葬送終之義」にならない、その精神をみずからも具現化せんとしたものだと推測される。

中国では「孝」の社会的表現の一つとして、「煩瑣な葬送儀禮」（厚葬）が発達したが、一方では孔子以来の伝統でもあろうか、「この風習を戒め薄葬を指示する遺言は、佛教傳播以前から多く残され」ている。玄宗に新廟の造築を進言し重用された姚崇が、子孫を誡めた「遺令」に「止足之分」を知り「薄葬を遺言した歴代の通識者を列舉した」ことは西脇常記氏に言及がある。光武帝のほか唐以前の皇帝では、前漢文帝、三国魏の武帝、文帝、晋の宣帝、明帝、宋の明帝、南齊の武帝、北周の武帝らも薄葬派であり、北魏高祖も厚葬送終の儀は「生者有糜費之苦」として禁断の詔を発している。

わが国でも薄葬については、斉明天皇の勅を引いて天智が「憂恤萬民之故、不起石槨之役。」⁽⁴⁹⁾といい、また藤原鎌足が臨終に「但其葬事、宜用輕易。」⁽⁵⁰⁾と答えたように、その前提として、すでに大化二年に三国魏の武帝、文帝の本紀を引く詔のあることは『日本書紀』にみえており、元明天皇の薄葬精神もその延長線上にあるに違いない。その上になつて建武七（後三一）年春正月の光武帝の詔をみると、次のようにのべている。

「世以厚葬為德、薄終為鄙、至于富者奢僭、貧者單財、法令不能禁、禮義不能止、倉卒乃知其咎。其布告天下、令知忠臣、孝子、慈兄、悌弟薄葬送終之義。」⁽³²⁾と。

贅を尽くして厚葬しても、乱世にはみな盗掘されてその咎を知るものだと戒めるとともに、「天下に布告して忠臣、孝子、慈兄、悌弟の薄葬送終の義を知らしめよ」(同上)とする。また、同二六(後五〇)年、初めて寿陵⁽³³⁾を作った時にも、

「古者帝王之葬、皆陶人瓦器、木車茅馬、使後世之人不知其處。太宗識終始之義、景帝能述遵孝道、遭天下反復、而霸陵獨完受其福、豈不美哉。今所制地不過二三頃、無為山陵、陂池裁令流水而已。」⁽³⁴⁾

と、終始の義を識っていた太宗(孝文帝)の霸陵だけがひとり盗掘を免れたことを挙げて称え、自分も山陵を起さないとした。そしていよいよ、中元二(後五七)年二月の崩御に際してその遺詔には、

「朕無益百姓、皆如孝文皇帝制度、務從約省。刺史、二千石長吏皆無離城郭、無遣吏及因郵奏。」⁽³⁵⁾

とあって、孝文皇帝(太宗)と同じやり方に従うよう指示し、刺史、二千石、長吏らにはみな城郭を離れてはならない、つまり職務を離れるなどしたのである。この刺史以下の官吏らに対する指示が、太上天皇(元明)の詔では「王侯卿相及文武百官。不得輒離職掌。」というような形となつて模倣・摂取されたのであろう。ともかく、自らの葬礼実施に際し、大化二年の詔を踏まえつつ、それを光武帝の薄葬送終之義に擬えさせることを通して自らを中国皇帝に比擬せんとしたものであろう。

元正天皇はかつて(養老元年)、美濃国當耆郡にある多度山の美泉にいたく感動した時に、やはり光武帝の醜泉の故事を引合いに出して称揚している。⁽³⁶⁾あるいは両女帝は光武帝に深く傾倒する所があったのでは、とさえ推測せしめるものがある。

【聖武朝】

(カ) 天平六年秋七月辛未条の詔…(略) 頃者天頻見異、地數震動。良由朕訓導不明、民多入罪、責在予一人、非關兆庶。宜令存寬宥而登仁壽。蕩瑕穢而許自新。可大赦天下。(略)

文武朝(ア)の項に引用した『漢書』文帝本紀二年十一月癸卯晦条で触れた「在予一人」とこの(カ)にみえる「責在予一人」とは同じ語法である。「予一人」は古来、中国天子の自称であった。⁽⁶⁰⁾魯の哀公一六年、孔子が亡くなった時に、公が誅に「予一人」の称を使い、孔子の弟子から「非名也」⁽⁶¹⁾と批判されている。一般には、『論語』堯曰篇の「百姓有過、在予一人」⁽⁶²⁾が有名である。これは、周の武王が殷の紂王を伐つた時に誓ったとされる言葉の中にあり、顔師古がそれを「殷湯伐桀告天下之文」⁽⁶³⁾としたのには、何か錯誤がありはしないだろうか、と疑問に思う。

とまれ、「在予一人」は『漢書』では前引文帝本紀のほか、元帝の初元三年夏四月乙未晦に、茂陵(武帝の陵墓)の白鶴館に災があつた時の詔では、「乃者火災降於孝武園館、朕戰栗恐懼。不燭變異、咎在朕躬。(略)」⁽⁶⁴⁾と「咎在朕躬」という同義の別表現も用いられ、哀帝元壽元年春正月辛丑朔の日蝕に際しては、「乃正月朔、日有蝕之、厥咎不遠、在余一人。」⁽⁶⁷⁾と再び「在余(予)一人」が登場する。

『後漢書』では光武帝本紀に初出するもので、建武七年四月壬午の詔に「比陰陽錯謬、日月薄食。百姓有過、在予一人、大赦天下。」と『論語』にならうほか、明帝の永平八年一〇月壬寅詔では「日食之變、其災尤大、春秋圖讖所為至謹。永思厥咎、在予一人。」⁽⁶⁶⁾とみえ、また和帝の永元八年九月詔にも「蝗蟲之異、殆不虛生、萬方有罪、在予一人。」⁽⁷⁰⁾とやはり『論語』に準じた表現をとっている。⁽⁷¹⁾

先述したように、『統紀』でもこの「予(余)一人」の称を元正天皇が使っており、養老六年二月甲午の詔、「思濟黎元。無忘寢膳。向隅之怨。在余一人。」⁽⁷²⁾や同年四月辛卯の詔、「每聞此奏。朕甚愍之。萬方有辜。在余一人。」(同上)に見えるのがそれで、決して聖武天皇一人が特別に使った慣用的常套句ではなかった。⁽⁷³⁾

さて、聖武天皇のこの詔（カ）は、同じく聖武の神亀二（七二五）年九月壬寅の詔、

「朕以寡薄。嗣膺景圖。戰々兢兢。夕惕若厲。懼一物之失所。瞻懷生之便安。教命不明。至誠無感。天示星異。地顯動震。仰惟灾眚。責深在予。」

や、同じく天平四（七三二）年七月丙午の詔、

「從春亢旱。至夏不雨。百川減水。五穀稍彫。實以朕之不徳所也。百姓何權。焦萎之甚矣。」

などと同じ価値観（政治姿勢）を背景にしている。それは漢代から盛行した災異説の影響を強く受けて（もしくは真似て）おり、聖武とは立場こそ違うが、同じ思潮は藤原廣嗣の上表文中にも窺うことができる。⁽⁷⁴⁾

ここに改めて「災異」とは何かといえ、孔穎達の『毛詩正義』などは鄭玄の『駁異義』を引き、「非常曰異、害物曰災⁽⁷⁵⁾。」とするが、要するに地震、日・月食、彗星、暴風、洪水、旱魃、虫害、神火などの自然界に起こる異変

現象を指す。災異説とは、そういう異変現象の原因たる君主の悪政・不道徳に対して天が譴告したものと考える

「神秘的な一種の政治説」⁽⁷⁶⁾で、これに「天人感応（相関）」と陰陽説とを結合させて一個の思想体系を構成した⁽⁷⁶⁾のが董仲舒であつたという。武帝の策問に対えた仲舒の言に、「国家の頽廢に対して天はまず災害を以てこれに譴告し、自省するところがなければ、また怪異を以て警懼し、それでも悟らなければ、破滅をもたらします、之を以てみれば天の心は飽くまでも人君を仁愛し、その乱れを止めんとするものに他なりません⁽⁷⁷⁾」と説いた。漢代の儒教精神では、そういう災異発生の責めは天子たる「予一人」に在るとしたのである。

この（カ）をはじめ、聖武が元日朝賀に冕服を正式採用したのは、個人的趣向の域を既に超えている。一方では仏教に帰依しながら、関東行幸にも表れるように⁽⁷⁸⁾日本的華夷思想により自らを中国皇帝に擬し、儒教的道徳観をも体現しようとしたのである。

ただ、前引の文帝本紀にもあるように、災異発現時の詔に中国皇帝は「在予一人」として自らの不徳を譴責する

だけでなく、「令至、其悉思朕之過失、及知見之所不及、句以啓告朕。」と天下諸吏にも獻言を求め、「舉賢良方正能直言極諫者、以匡朕之不逮。」と賢良方正にして直言極諫する者を推挙し、朕の及ばぬ所を正せとも言う⁸⁰。それが形式的、慣用的常套句であったとしても、元正天皇や聖武天皇の詔における「在予一人」とは決定的な相違点である。わが天皇における「在予一人」が「舉賢良方正」と決してリンクしなかつた点は、国の成り立ちの根幹的な相違を端的に示すものではないだろうか。

以上、数例にすぎないが、『統紀』記事における『漢書』や『後漢書』等からの影響と思ほしき文言の具体相をみてきた。対応するに相応しい文言を断章截句して使用するもの、文案の範を彼の詔に求め文章構造はそっくり真似て、その内実を国情に合わせて書き換えたもの、また背景にある道德観や思想までも理解し、それに適合しうる場面で中国皇帝とほぼ同じ詔として構成したものなど、『統紀』における漢籍利用の仕方は実に変幻自在であることが判る。これを踏まえて、漢語にもとづく造語であるとした場合の、「不改常典」の典故候補とその背景について節を改めて考えてみたい。

(三) 「不改常典」の典故候補とその背景

宣長以来の指摘がある顕宗紀には「不易之典」の語が使われ、『統紀』自体にもすでに前節(エ)で見たように「百王不易之道」⁸¹を使用している。類似例として「百代常行之道」は孔安国の言葉として『合集解』⁸²にも見える。一方、「常典」の語は「養老考課令」の本文に「神祇祭祀不違常典。為神祇官之最。」⁸³とみえる。後述するが、「常典」の字義は「不易の法令・制度」として通用するものである。

このような複数の近似例の存在は、「不改常典」の語を生み出す土壤が十分にあったことを物語っている。そこで先ず、念のために「不改常典」の字義を確認しておきたい。

(a) 不易・不改と常典の字義の確認

【①改と易について】先秦時代から兩漢時代の文献上に使われた古漢語にあつては、「改」にも「易」にも共に「改変・変更」という意味があり、互換可能な語であつた。例えば司馬遷伝にみえる「儒者博而寡要、勞而少功、是以其事難盡從、然其敍君臣父子之禮、列夫婦長幼之別、不可易也。」⁽⁸⁴⁾の顏師古注に「易、變也。」という時の「易」は「改変」の謂であり、「漢書」韋賢伝や匡衡伝にみえる「不易之道也」⁽⁸⁵⁾にも師古は「易、改也。」「易、變也。」と注している。

『古漢語常用字字典』⁽⁸⁶⁾は、「改」に「改変・更正」の意味をあげ、「更」には「改変」という意味のほかに「調換」や「交替」の意味もあるが、「改」字にその意味はないと補足説明をする。「易」には「換」や「改変」など九種の意味を掲げる。『呂氏春秋詞典』も、両者に「改変する」という共通の意味を掲げている。因みに「改易」の語は『漢書』宣帝紀にも地理志にも見えるが、文字通り「変更する」の謂である。⁽⁸⁸⁾

【②常典について】白川博士は『周礼外史』や『左氏伝』（昭一二年）の例を引き「古帝王の書をいう。また國の典範をも典という」とされ、『周礼』天官大宰や秋官大司寇にみえる六典や三典などは「政典の意である」とされた。⁽⁸⁹⁾『爾雅』釋言第二には「典經也。威則也。」⁽⁹⁰⁾とする。邢昺の疏に引く『周礼』大宰職の鄭玄注には「典ハ常ナリ、經ナリ、法ナリ。王ハ之ヲ禮經ト謂ヒテ、常ニ乘リテ以テ天下ヲ治ムル所ナリ。」(同上)という。

前掲『古漢語常用字字典』(四〇頁)は「常」を「永久的・固定的」の意味に、また「典」(同八〇頁)には「前代的文物制度、故事」あるいは「典札」などの意味を掲げている。これは『古今漢語詞典』⁽⁹¹⁾でも「常」には「永恒的、固定不變的」の意味があり、「典」には「經籍」のほかに「法則、法令、制度」などの意味があるとする。

時代は下るが、例えば北魏世祖(太武帝)が詔中に、「夫有功蒙賞、有罪受誅、國之常典、不可暫廢。」⁽⁹²⁾と言う時の「常典」も同じ範疇で理解してよいであろう。

かれこれ参照、勘案して、わが国の「不改常典」の意味するところを仮に古漢語のそれに准じて言い表すとすれば、「改変してはならない定まった掟（ないし典範・制度・法令）」とでも言うことができると思う。

(b) 典拠の候補について

例えば『周書』には、「先代一定之典、百王不易之務」⁹³や、「古今無易之道、王者之所常行」（同上）などの類同表現もあるが、「不改常典」のより直接的な一つの典拠となり得たのは『後漢書』の楊終伝⁹⁴であろうと考える。その記事は次のようである。

(キ) 建初元年、大旱穀貴、終以為廣陵、楚、淮陽、濟南之獄、徙者萬數、又遠屯絕域、吏民怨曠、乃上疏曰；「臣聞『善善及子孫、惡惡止其身』、百王常典、不易之道也。秦政酷烈、違悟天心、一人有罪、延及三族。高祖平亂、約法三章。太宗至仁、除去收孥。萬姓廓然、蒙被更生、澤及昆蟲。功垂萬世。陛下聖明、德被四表。今以比年久旱、災疫未息、躬自菲薄、廣訪失得、三代之隆、無以加焉。臣竊按春秋水旱之變、皆應暴急、惠不下流。自永平以來、仍連大獄、有司窮考、轉相牽引、掠考冤濫、家屬徙邊。（長文ゆえ以下は略す）」

この上疏文の冒頭にみえる「百王常典、不易之道也」は、前引「不易之典」などの類例よりも一層「不改常典」には近似し、上下に語順を換えて約めれば同じである。「不易」が「不改」であるのはすでにみたとおりで、ここから「不改」の「常典」を造語するのは、漢籍中の詔詞等を自在に応用できた当時人々にとってはいとも容易いことであつた。百歩譲つても、宣長の「文字を本にて出来たる言」との立場に立つとき、少なくとも「不改常典」の語を生み出した当事者たちにはこの楊終伝の知識はあつたであろう。

しかし、事はこれだけでは終わらない。前節(ウ)や(オ)、あるいは(カ)などにもみられたように、単なる

古い漢籍からの部分的な文言の摂取に止まらず、同時にその文言の背景にある中国の政治思想などを十分に理解し、それぞれの事情を踏まえた上で活用していたと考えるからである。それゆえ、この楊終伝で「百王常典、不易之道」とされる『善善及子孫、惡惡止其身』の思想的背景にもわれわれは目を向けかねばならない。それは『公羊伝』に基づく「春秋の義」と密接に関係している。

(c) 「春秋之義」について

漢初に儒家（春秋学者）が勢力を得たのは、天下統一後の漢王朝が「自己の正当性の辯證と支配の理論を必要とした」⁹⁵からである（無論、漢高祖と同列には論じられないが、結果的に禪譲には依らず武力を以て王朝を開いた点では天武やその皇統後継者にも正統性の辯證と理論とが必要だった。律規定との間に自己矛盾が生じたからである⁹⁶）。

当時『春秋』といえど大抵は『公羊伝』を指した。岩本憲司氏の言葉を借りると、「孔子は微妙な言い回し「一種の暗號」によって『春秋』の中に大義「政治上の理想」をこめた、ということであり、このような認識を大前提として、その「微言」を解讀し、「大義」を明らかにしようとしたのが、所謂春秋學「特に公羊學」⁹⁶なのである」という。公羊傳はそのような『春秋』に込められた「大義」を説く伝だが、引用者はその一つ一つを「春秋之義」の名でよび、前節（ウ）でも触れたように、首謀者を断罪する際に「春秋の義によれば、これはかくあらねばならぬと断定を立つ」⁹⁸という形でその基準・根拠とされてきたのである。しかし一方、記事簡略な『春秋』経は「論理の自由な展開を可能にする」「好都合な書物で」⁹⁹あり、孔子がたてた「大義」とはいつても、結局それは「作伝者の主観的な思想の開陳手段ともなり得た」（同上）ものだったと言われている。

多くの場合、引用者は「春秋之義」によればとして相応する伝文の一部、例えば「子以母貴、母以子貴」や「君

臣無將、將而必誅」、あるいは「惡惡止其身、善善及子孫」などの象徴的な句を用いて持論を展開するが、それと断らずに用いることもあった。司馬遷は「太史公自序」で「夫春秋、上明三王之道、下辨人事之紀、別嫌疑、明是非、定猶豫、善善惡惡、賢賢賤不肖、存亡國、繼絕世、補敝起廢、王道之大者也」というが、「善善惡惡」は上記「惡惡止其身、善善及子孫」を約めた表現である。北魏末の孝荘帝は權勢をふるう爾朱榮らを誅殺したが、その詔に「天既厭亂、人亦悔禍、同惡之臣、密來投告。將而必誅、罪無容捨。」という。「將而必誅」は春秋之義そのものであった。

また、特にこの「君臣無將、將而必誅」は唐律にもその精神は引き継がれ、従つて養老律がその影響をうけたことも、既に指摘されている。

(d) 「百王常典、不易之道」の背景

楊終は字を子山といい、蜀郡成都の人である。一三歳で郡の小吏となる。郡太守は彼の才をめで、京師に遣わして『春秋』を習させた。⁽¹⁰⁾ 顯宗の時、徵されて蘭台の校書郎を拜した。顯宗の第五子、肅宗は永平一八(七五)年一九歳で即位したが、同年には牛疫が流行り、兗州、徐州、徐州には大旱があった。ために翌建初元(七六)年は穀物価が高騰、人民の流亡も多かつた。⁽¹¹⁾ しかも地震や蛮夷の叛などが重なり、政情不安定であつた。

終が肅宗(章帝)に上疏(キ)したのは、自然災害に加えて広陵、楚、淮陽、濟南の獄に連座した流罪者らが万をもつて数え、また遠く絶域の地に駐屯するなど、怨曠⁽¹²⁾が天下に満ちていたからである。

【①広陵、楚、淮陽、濟南の獄と天武朝の課題】後漢光武帝の子は一一子を数えた。郭皇后との間に彊、輔、康、延、焉の五人、許美人との間に英が一人、光烈陰皇后との間には莊(顯宗孝明帝)、蒼、荆、衡、京の五人がいた。⁽¹³⁾ 謀反事件の広陵王荆は顯宗とは同母兄弟である。楚王英に同母兄弟はないが、淮陽王延と濟南王康の母郭皇后は建

武一七（四一）年一〇月に廃せられた。最も連座者の多かつた楚王英の獄の概要を紹介しておく。

「母許氏には寵なく、そのため英の封国は最も貧小であった」という。英は若い時に游侠を好み賓客とも通じたが、歳取つてからは改めて黄老の学を好み、浮屠（仏陀）の齋戒と祭祀を行うようになる。永平八年、死罪の者も絹を以て贖罪せしむとの詔に、英は絹三〇匹を出して贖罪の料とした。帝は「英は黄老や浮屠を尊び、三月の潔齋をして神と誓をしているほどだ、嫌疑をかけるに及ばぬ」とし、「その絹を優婆塞や沙門の供養に充てよ」と報じると共に、諸国にも周知させた。永平一三年、燕廣なる男に「英は凶書を造作して逆謀あり」と通報され、取り調べられる。結局、「姦猾を招き聚め、凶讖を造作」するは大逆不道として有司が処刑を請う。顕宗は親愛の情を以て忍びず、廃して丹陽涇県に徙封し、湯沐邑五〇〇戸を下賜する措置をとった。翌年、英は丹陽で自殺する。ただ、無官爵だった燕廣がこの功で折姦侯となる。楚王英の獄は累年に至り「京師の親戚、諸侯、州郡の豪傑自ら考案の吏に及ぶまで阿附して相い陥れ、死徒に坐する者は千を以て数う。」という。

前節（ウ）の「臣子之道」でも触れたが、複数の兄弟を封国に任じる限り、謀反や不忠・不道の事件は珍しくない。光武帝の子のごとく、異母兄弟が一人もあれば畢竟、後継者問題には危機を孕まざるを得ない。皇子に異母兄弟六人を擁した天武・持統朝における憂慮・危惧感は推して知るべしである。時代や国情こそ違え、皇位後継者問題のもつ微妙さという点では、天武・持統朝も本質的に同じ政治課題を抱えていたのである。すでに指摘もあるように、天武天皇八年五月の吉野宮であつた六皇子の誓盟などは、そのことを強く印象づける。天武や持統は将来の憂慮すべき事態を見据えていた。

【②楊終の献言と曹の皇位継承経緯】建初四（七九）年、章帝はかつて宣帝が諸儒を石渠閣に徴して五經を論定させた事にならない、儒学者たちを白虎觀に集め五經の同異を論考させた。元来、楊終の献策だったが、時に終は「事に坐して獄に繋がれ」ていた。しかし、『春秋』に通曉し「字に異聞多し」として趙博、班固、賈逵らの推挙があ

り、自らもまた上書して訴え、許されて白虎観に加えられた。⁽¹⁰⁾『春秋』に関してそれほど信頼の厚かった終が(キ)の冒頭で、謀反事件の結果、天下に怨念の満ちた状況を改善せんと、「善を善としては子孫に及ぼし、悪を悪としては其の身に止むるは、百王の常典、不易の道なり」と臣は聞いております、と開陳する。この「善善及子孫、惡止其身」は、『春秋』昭公二〇年の「夏曹公孫會自鄆出奔宋」に対する公羊伝に見えるものである。「子以母貴、母以子貴」⁽¹¹⁾は、公羊伝が「王位継承の禮規定」⁽¹²⁾として明言する襄公元年春正月条の「立嫡以長不以賢、立子以貴不以長」⁽¹³⁾につづく一文として有名だが、この「善善及子孫、惡止其身」もやはり曹国の王位継承にかかわって現れる。

周の武王は殷の紂王を破って天下を平定すると、弟の叔振鐸を曹に封じた。⁽¹⁴⁾その後、数えて第一八代目が宣公疆である。宣公一七年(周の簡王八年)は、魯の成公一三年で紀元前五七八年に当たる。五月丁亥、盟主となつていた晋は諸侯の連合軍を率いて秦を伐つた。曹の宣公がその陣中に亡くなる。「曹人は、公子負芻(宣公の弟)に都を守護させ、公子欣時(子臧、喜時)に宣公のなきがらを迎えさせた。秋、負芻は太子を殺して自立」して自ら成公(第一九代)となる。諸侯は晋に対し反逆者である曹成公(負芻)の討伐を請う。(略)魯の成公一五年春、晋は諸侯と威に会して、曹の成公(負芻)を討ち、捕えて京師に連れ帰つた。諸侯は欣時を周の簡王に拝謁させ曹の君主に立てようとしたが、欣時は固辞し、遂に逃れて宋に出奔した。魯の成公一六(前五七五)年、曹人は盟主の晋に対し「(略)わが君(負芻)を討つて、しかも国の鎮めというべき公子欣時を他国に出奔させてしまいました。これでは曹を滅ぼすも同然です。」と訴えた。晋侯が欣時に「君が帰国すれば、成公負芻もかえす」といい、二人は帰国する。欣時は領地も位も全て朝廷に還し、ついに仕しなかつたという。

曹ではその後、成公(負芻)の子孫が皇位を嗣ぎ、(略)悼公午(第二二代)が立つ。悼公二年が魯の昭公二〇(前五二二)年である。⁽¹⁵⁾『春秋』はその夏、「曹公孫會自鄆出奔宋」と伝え、曹にまた内紛のあったことを暗示する。

公羊伝はかつて曹での負芻による皇位略奪と人徳ある欣時の讓国の歴史事実を以て、欣時（喜時）を賢者として孔子の微言大義を説くのであった。岩本憲司氏の日本語訳を引用させていただく。

「(略)『春秋』は賢者のために諱む。なぜ公子喜時を賢とするのか。國を讓つたからである。(中略)公子喜時は、公子負芻が君主の位についたのを見て、逡巡して退いたのである。公子喜時を賢とすると、どうして會のために諱むのか。君子が善をほめるのは長く、悪をにくむのは短い。悪をにくむのは本人に止まり、善をほめるのは子孫に及ぶ。(つまり)賢者の子孫だから、君子は會のために諱んだのである」と。

つまり楊終はかつて曹で起こった王位継承をめぐる負芻と欣時（喜時）、即ち悪と善との相克を総括した公羊伝の「善善及子孫、惡惡止其身」をもって訴えた。文帝の世は徳政によりその恵みは昆虫にまで及んだが、今は永平年間以来の度重なる大獄で、連坐、冤罪に陥れられる者が余りにも多く、そのような政治の暴虐・苛刻さのために水旱の異変が起きる。悪をにくむのは本人だけにして、連鎖する過酷な弊害を押し留め、万民を救うことが「百王常典、不易之道」なのですから、と献言したわけである。

翻って推測するに、この「惡惡止其身」は、壬申の乱の経験から「同族が皇位を争うのはもう避けたい」と切望した人々の琴線にも触れる言葉ではなかっただろうか。

(e) 「不改常典」 考案の背景

【①葛野王の発言と魯の季友】先に触れた「臣子の道」の場合にも、「不改常典」に類する「百王不易之道」が説かれた。当時の儒者は、なぜ皇位をめぐる謀反事件にかかわって『公羊伝』の説く大義を「百王常典、不易之道」とセットで用いたのだろうか。それは恐らく、『公羊伝』が基本的な原理として主張したのが「讓国」と「王位継承の順位の遵守」^(註)にあったからだろう。天武・持統の皇統にとって然るべき皇位継承の存続を目指した関係者たち

は、そのことを『公羊伝』や『後漢書』の該当記事などを通して会得し、かつ撰取・援用しようとしたのであろうと推定する所以である。

司馬遷が『春秋』を評して「王道之大者也」、また「萬物之散聚皆在春秋」、「有國者不可以不知春秋」あるいは「為人君父而不通於春秋之義者、必蒙首惡之名」、それゆえ「春秋者禮義之大宗也」と、言葉を尽して讃辞を呈するのを当時日本の為政者たちも十分に承知し、『春秋』（公羊伝）に対して大きな真義を認めていたに違いなかった。『懷風藻』にある葛野王の言葉は、高市皇子が亡くなったあとに皇太后（持統）が皇族、公卿百僚らに日嗣の皇子につき議論させた場で、それを決定づけたものとされる。その中に「我國家為法也。神代以來。子孫相承。以襲天位。若兄弟相及。則亂從此興。」とあるのは、『公羊伝』が大義として説く「讓国と皇位繼承」に関する記事と見事に対応している。それは魯の莊公三十二年「秋七月癸巳公子牙卒」にある莊公と季子（季友）との会話や、襄公二九年「吳子使札來聘」にある同母四兄弟による吳国の皇位繼承をめぐる経緯のなかで末弟季子の言った言葉などを即座に連想させるからである。

いま前者の例では、臨終近い莊公が継承者に誰がよいかを諮った際の季子（季友）の言葉がそれである。莊公に三人の弟がおり、その長を慶父、次を叔牙、末を季友と言った。叔牙は「子が父を継ぎ、（つぎは）弟が兄を継ぐ」という魯国のきまり（一継一及という）に従うべきで、「（兄の）慶父がいるではないか。」（同上）と主張した。莊公の心中を察した季子（季友）が、「そんなことをするはずはありません。それでは、反亂をおこすことになりません。そんなことをするはずはありません。」と叔牙の案を否定し、皇位をめぐる兄弟間の争いは反乱のもとになると述べたのである。弓削皇子を制した葛野王が持統に進言した先の言葉は実にこれと共鳴し合うものだったのである。

葛野王の発言が史実なら、彼は史記や公羊伝から上記のことを教養としても持っていたであろう、さもなくば、

葛野王伝記を書いた人物にはその教養があつたと思う。持統が葛野王の言を嘉みしたのは、文武への皇位継承を悲願としていたから当然だが、同時にまた、天智の娘として壬申の乱に学ぶことが少なからずあつたからであろう。実際、斉明の越智山陵と天智の山科山陵への修造⁽¹⁰⁾や、天武と天智の国忌の決定⁽¹¹⁾が着々と実行されたし、文武が大官大寺に「五百人を度し、天智天皇の御願を追感せん」と⁽¹²⁾したともいう。これらが実施された背景には、壬申の乱の経験が深く考慮された結果ばかりではなく、中国皇帝の政治哲学にも学ぶ点が少なからずあつたからだと考える。

【②儒教的帝王学に学ぶ】少なくとも持統存命当時の日本において、おおよそ中国南北朝頃までの正史などはその成立年代の上から推せば概ね閲覧可能だつたのではないかと考えるが、中国正史が伝える漢以来の王朝交替には帝位禪讓の形式を踏むのが基本で、前皇帝には事後も必ず王として領地、人民などが付与され、曆や儀礼等も旧来のまま許された。例えば、曹魏明帝は青龍二年に山陽公として余生を送っていた漢孝獻帝が薨じると漢礼を以て葬り、陳の世祖文皇帝も、梁の孝元皇帝を悉く梁典を用いて江寧の地に葬っている⁽¹³⁾。かく、中国皇帝は前王朝の元皇帝に対し、その死後も前王朝の礼を以て丁重に処遇したのであつた。そのような隣国の歴史事実⁽¹⁴⁾に儒教的帝王学ともいふべき政治哲学の影響を受けたに相違なく、文武朝における天智帝への回帰の背景には、そのような経験や学習も大きく作用していたものと推測する。

【③伝聞皇太孫】加えて天武晩年の六八二年、唐は高宗の永淳元年二月癸未、皇太子哲の長子誕生を迎え、喜んだ帝は大赦・改元し、その戊午⁽¹⁵⁾、生まれたばかりの皇孫重照を立てて「皇太孫」とし、府を開き僚属を置こうとまでした⁽¹⁶⁾。

さすがに吏部郎中の王方慶が「周禮⁽¹⁷⁾ヲ按ズルニ、嫡子ハ有ルモ嫡孫ハナシト。漢、魏ヨリコノカタ、皇太子在レバ、太孫ヲ立テズシテ、タダ王ニ封ズルノミ。晋ハ愍懷太子ノ子彘ヲ立テ太孫トシ、齊モ文惠太子ノ子昭業ヲ立テ太孫トシ、カリニ東宮ニ居ラシメタリ。而レドモ皇太子在リテ太孫ヲ立ツルハ、未ダ前例有ラザルナリ。」(同

上)と進言する。晋の愍懷太子は元康九(二九九)年一二月に賈后に廃され、南齊の文惠太子は永明一一(四九三)年正月に薨去していた。共に空位時の例を挙げて帝を諭したのである。高宗が譲らず方慶は引き下がったが、府僚までは立てなかったという。

この同時代の唐王朝における「立皇太孫」の一件は、双方の使者や交易関係者などによっても十分に齎されうる情報であった。少なくとも、持統・文武の時代には則天武皇后の専権ぶりと共に伝聞していた可能性はあり、そういう所にも「不改常典」の語を考案するに至る要因の一斑はあったのではないかと考えるものである。

以上、「不改常典」の典拠候補には『後漢書』楊終伝の一節が最も蓋然性が高く、しかもその思想的背景にある『公羊伝』の「讓国」と「皇位継承順位の遵守」をめぐる大義こそは、天武・持統皇統の維持、存続を願う人々を背後で支える重要な思想的根拠として機能しうるものであったと言えよう。何よりそれは、日本的華夷思想に基づく天皇による中国皇帝への比擬の姿勢と深く結びついていたのであった。

(四) むすびにかえて

「續紀歷朝詔詞解」において本居宣長が示唆はしたが、敢えて踏み込まなかった問題として、「文字を本にて出来たる言」という観点から「不改常典」の典拠をさがすという作業がまだ残されていると考えた。

中国にその典拠を求めるに先立ち、不十分ながら、『続日本紀』中における『漢書』や『後漢書』などからの影響と思しき文言について検討した。そこには単なる断片的な語句の引用だけでは止まらない、政治思想的な背景を含めた当時の史官らによる自在な利・活用の実態があった。それを踏まえ、中国史籍において合致しうる史料を求めた結果、「不改常典」に限りなく近似した表現を『後漢書』楊終伝に見出した。それが「百王常典、不易之道」である。「不易」は古漢語においても「不改」と同義であり、従って「不易之道」は「不易之常典」に等しく、そ

こから「不改之常典」はいとも簡単に造語されうる可能性があり、そのように推定した。

しかもこの「百王常典、不易之道」や「百王不易之道」は、『公羊伝』に基づく「春秋之義」に伴って用いられ、皇位継承にかかわる事件にしばしば引用される「子以母貴、母以子貴」や「君親無將、將而誅之」、「善善及子孫、惡惡止其身」に随伴することが多かった。それは、『公羊伝』の主張する大義が「讓国（＝讓位）」と「王位継承順位の遵守」にあることによるものと考えた。奈良時代前期において、そういう大義を最も切実に必要としたのは、草壁・文武亡き後の天武・持統系の皇統だったからである。

最後に元明く聖武の「不改常典」に限定して述べておきたい。元正天皇の即位宣命は伝わらないが、養老三一年○月辛丑の詔は、「日本における皇位継承法を含む法令制度の沿革を述べ、首皇太子の皇位継承を正当づけ」たとされる重要なものである。それは「皇太子始聽朝政焉」から四ヶ月後に出た詔であった。

(ク)「(略)。降至近江之世。弛張悉備。迄於藤原之朝。頗有増損。由行無改。以為恒法。由是稽遠祖之正典。」

考列代之皇綱。承纂洪緒。此皇太子也。(略)。況及舍人。新田部親王。百世松桂・本枝合於昭穆。万雉城石。維盤。重乎國家。(略)今二親王。宗室年長。在朕既重。實加褒賞。深演旌異。(略)其賜一品舍人親王。内舍人二人。大舍人四人。衛士三十人。益封八百戸。通前二千戸。二品新田部親王云々(略)。

当時なお皇位継承権を有した舍人・新田部両親王への褒賞は懐柔策にも見えるが、それこそは厳然たる君臣関係の再確認(皇位継承権の剝奪)を意味した。この詔の重点は皇太子首への讓位告知にある。元正の本来の宣命に「不改常典」の詞があったか否かは事実不明だが、元明即位宣命以来の「不改常典」の目的がここで具体的に言明されたのである。

太上天皇(元明)が不豫となつた養老五年五月から四か月後の、九月乙卯には首の幼少のむすめ井上を齋内親王と定めた。それは元正朝の斎王だったのでない(元正在位中に伊勢に下向せず、讓位の時にも解任されず、聖武

即位後に伊勢に参向した。本来は天皇即位に伴い卜定されるべき齋内親王である。もとより父首皇太子の即位を既成事実化すべく、死期迫る元明の意向にも沿うべくして伊勢神宮祭祀の側面からも駄目を押す、急かれた卜定であった。⁽¹⁴⁾ 潔齋期間六年という異例さがそのことを物語る。草壁の孫にして不比等の孫皇子首への皇位継承はかくも慎重に、用心深く進められたのであって、春秋の義を接点に「不改常典」とそれを背後で支えた『公羊伝』の「讓国と皇位継承順位の遵守」という大義こそは、その実現のために不可欠の思想的根拠になり得たものと考ええる。

註

(1) 『本居宣長全集』第七卷(筑摩書房、一九九〇年)、一九三頁。

(2) 前掲『本居宣長全集』第七卷所収、大野晋「解題」二二頁。

(3) 前掲『本居宣長全集』所収「續紀歷朝詔詞解一卷」一九〇頁。

(4) 前掲「續紀歷朝詔詞解一卷」、二二五頁。

(5) 田村圓澄「不改常典考」(『律令国家と貴族社会』吉川弘文館、一九七八年)、岩橋小彌太「天智天皇の立て給ひし常の典」(『増補上代史籍の研究』下巻、吉川弘文館、一九七五年)、水野柳太郎「不改常典」をめぐる試論—大王と天皇—(『日本史研究』一五〇・一五一合冊号、一九七五年)、など。

(6) 前掲「續紀歷朝詔詞解一卷」、二一六頁。

(7) 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『続日本紀』一(岩波書店、一九八九年)、三二二頁に諸説の

概要がコンパクトに纏められており有益である。

(8) 宣長も顯宗紀に「不易之典」のあるを指摘したが、武田佐知子氏は顯宗即位前紀の「兄弟弟恭、不易之典、聞諸古老」を引き、「一種道德律の如き「不易之典」あたりを下敷きを求め、類推するのが当たっているかもしれない」とされた(『不改常典』について、『日本歴史』吉川弘文館、一九七四年二月号、第三〇九号所収、六五頁)。

(9) 『続紀』条文から引く(ア)から(カ)は、いずれも新訂増補国史大系『続日本紀』(吉川弘文館、一九七二年)に拠る。また、必要に応じ註(7)前掲『続日本紀』(岩波書店)を参照する。

(10) 吉田賢抗著『論語』(明治書院、一九九四年)、「子路第一三」、二八一頁。

(11) 『漢書』一(中華書局、一九八三年)、卷四・一一六、一二七頁。以後『漢書』からの引用はこれに拠る。『アジア歴史事典』3(平凡社、一九七一年)、一八〇頁の

- 西村元祐氏「賢良方正」の項。
- (12) 『漢書』一、卷四、一一六頁。小竹武夫訳『漢書』1 (筑摩書房、二〇一〇年)、一一〇頁。以下『漢書』の邦訳は小竹訳『漢書』と簡略表記し本書に依拠する。
- (13) 『漢書』宣帝本紀本始四年夏四月壬寅条、地節三年冬一〇月条、元帝本紀永光二年三月壬戌朔条、成帝本紀建始三年冬一二月戊申朔条など。
- (14) 「賢良」「賢良方正」は「礼記」「月令」、「初学記」「薦舉」、「文選」「論」などにもみゆ。それらの利用は、災異に伴う『漢書』の詔を熟知した上でのことだと考えるべき。
- (15) 註(11)前掲『漢書』一、卷八、二四五頁。
- (16) 陸賈『新語』明誠第11(宮崎市定「陸賈『新語』の研究」『アジア史研究』第五、同朋舎、一九七八年、五二九頁)。王充『論衡』謹告篇(黄暉撰『論衡校釋』二、臺灣商務印書館、一九六四年、六三四頁)。漢代災異説は『春秋繁露』、『白虎通義』や重澤俊郎「董仲舒研究」(『周漢思想研究』弘文堂書房、一九四三年、一四五～二六五頁)や狩野直喜著『中国哲学史』(岩波書店、一九九一年)、二七二～二七六頁。
- (17) 註(12)前掲、小竹訳『漢書』1、二四〇頁。
- (18) 呉雲、李春台校注『賈誼集校注(増訂版)』(天津古籍出版社、二〇一〇年)、一六九頁。
- (19) 聖德太子の憲法十七條は、詩経、尚書など多数の漢籍を参照、引用したことで有名だが、その第七條に「故古聖王。為官以求人、為人不求官。」とある(家永三郎著
- 『上宮聖德法王帝説の研究』、三省堂、一九七二年、二九〇、三二三頁)。賢者推薦についての対策文は前掲『漢書』八、卷五六、董仲舒傳第二六、二五二～二五三頁。
- (20) 山本武夫著『氣候の語る日本の歴史』(そしえて、一九八二年)、一一二～一三〇頁。
- (21) 石上英一「古代東アジア地域と日本」(『日本の社会史第一巻列島内外の交通と国家』岩波書店、一九八七年)、酒寄雅志「華夷思想の諸相」(『アジアのなかの日本史Ⅴ自意識と相互理解』東京大学出版会、一九九三年)、山尾幸久「日本天皇」と華夷思想」(『古代の日朝関係』塙書房、一九九五年)、大町健「東アジアの中の日本律令国家」(『律令国家の展開』東京大学出版会、二〇〇四年)、川崎晃「古代日本と蝦夷・渤海―日本の華夷思想―」(『万葉集と環日本海』高岡市万葉歴史館、二〇一二年)など。
- (22) 光武帝は建武一〇年秋八月己亥や同一八年三月壬午、同二二年春閏月丙戌にも同じ事をしている。『後漢書』一(中華書局、一九九一年)、光武帝紀第一下：四八、五六、六九、七四頁。以後『後漢書』からの引用は当該標點本に拠る。
- (23) 『漢書』一〇：卷七三、韋玄成傳、三一五～三一三〇頁。小竹訳『漢書』6：三四二～三六〇頁。狩野直喜「禮經と漢制」(『讀書叢餘』みすず書房、一九八〇年再録)、一六～三五頁。
- (24) 前掲『後漢書』一：四八頁、李賢らの注による。

- (25) 前掲『続日本紀(二)』(岩波新日本古典文学大系)巻四・一・二四頁の註一。
- (26) 平安時代以前の日本の宗廟制度は、渡部眞弓「日・中祖先崇拜の比較研究―中国宗廟制度から見た日本の祖先崇拜―」(国学院大学栃木短期大學紀要、27号、一九九三年)、特に二〇一〜二〇二頁参照。
- (27) 佐藤宗諒「元明天皇論―その即位をめぐる―」(『古代文化』第三〇巻、古代学協会、一九七八年、三頁。村井康彦氏はまた「不改常典を、元明即位のために持ち出された論理とする見方から、ひとまず開放」すべきだと論じた(「王権の授受―不改常典をめぐる―」『日本研究』第一集、一九八九年、七〇〜七一頁)。
- (28) 『公羊注疏譯注・隱公元年哀公十四年』(汲古書院、二〇〇七年)、巻三・五六頁(通頁一六六頁)。
- (29) 岩本憲司著『春秋公羊傳何休解詁』(汲古書院、一九九三年)、「傳の部」五三五頁、及び前掲『公羊注疏譯注・隱公元年哀公十四年』巻三・五六〜五七頁の訳注に依拠した。
- (30) 日原利國著『春秋公羊傳の研究』(創文社、一九七六年)所収「俠氣と復讐」五〇〜五一頁。富谷至「西漢後半期の政治と春秋學―左氏春秋」と『公羊春秋』の對立と展開―」(『東洋史研究』第三六卷第四號、一九七八年、七六頁)。
- (31) 『漢書』一、武帝紀第六・一七四頁。同、五行志第七中之下(一四二四頁)には「武帝元狩元年十二月、大雨雪、民多凍死。是歲淮南、衡山王謀反、發覺、皆自殺。
- (32) 使者行郡國、治黨與、坐死者數萬人。」として、安らの「謀反」と「大雨雪、民多凍死」を災異説に基づく因果應報事例として記す。
- (33) 『漢書』七・衡山王傳、二二五二頁。小竹氏訳『漢書』4:四五〇頁。『史記』一〇(中華書局、一九八九年)、淮南衡山列伝第五八・三〇九三〜三〇九四頁。
- (34) 『漢書』七・二一五六頁。小竹氏訳『漢書』4:四五六頁。
- (35) 惠帝の父文帝と淮南厲王長とは共に高祖の子ゆえ、長の長子安と惠帝とは從兄弟同士になる。武帝にとつては、謀反の罪に問われた淮南王安は父惠帝の從兄弟、即ち從父叔父にあたる。
- (36) 蕭旭著『群書校補』(廣陵書社、二〇一一年)所収『漢書』校補「二六九頁によると、「施丁曰:將、謂蓄意叛亂」とみえる。
- (37) 前掲岩本憲司著『春秋公羊傳何休解詁』、五七二、六四六頁。以下、公羊傳の訓みや解釈は本書に拠る。
- (38) 程樹德著『九朝律考』上冊(臺灣商務印書館、一九六五年)、一九七〜二二二頁。「廿二史劄記」(鳳凰出版社、二〇〇八年)巻二・二九〜三〇頁「漢時以經義斷事」、桑原隲蔵著『中国の孝道』(講談社、一九七七年)、八九〜九一頁、狩野直喜著『春秋研究』(みすず書房、一九九四年)、一九四〜二〇六頁「公羊學と漢律」、前掲日原利國著『春秋公羊傳の研究』所収「心意の偏重」一三六〜一四〇頁。
- (39) 小竹氏訳『漢書』4、四五二頁。

- (39) 『漢書』一〇、卷八〇：三三二一～三三二一九頁。また小竹訳『漢書』7：九～一九頁。
- (40) 『漢書』一〇、卷八〇：三三一七頁、小竹訳『漢書』7：一六頁。
- (41) 『漢書』一、哀帝紀第一一：三三六頁。小竹訳『漢書』1：三三四頁。
- (42) 『漢書』四、卷二四上・食貨志第四上、一一四二～四三頁。小竹訳『漢書』2：四四六～四七頁。
- (43) 前掲『漢書』一：三三六頁、注「一」参照。
- (44) 西脇常記「薄葬遺言について」(『中国古典社会における仏教の諸相』知泉書館、二〇〇九年)、二一五頁。今井宇三郎ほか著『易経』下(明治書院、二〇〇八年)、「繁辞下伝」一五九四頁に「古之葬者、厚衣之以薪、葬之中野、不封不樹、喪期无數。後世聖人、易之以棺槨」とある。
- (45) 孔子は葬儀の形式より「哀悼の気持ち」を重視し(『論語八份篇』)、奢りのない造墓(禮記檀弓篇)を願った。「書淫」と評された皇甫謐は「篤終」中に「自古及今、未有不死之人、又無不發之墓也」と「呂氏春秋」並みの事をいい、孝経「巻だけを所望したことは有名(『晋書』中華書局出版、一九九一年、巻五一：一四一七頁)。陸賈の『新語』に薄葬を論じたとの説もあるも、黄暉は「新語には薄葬を論ずる事無し、蓋し陸賈の他著に本づくか」とする(前掲『論衡校釋』三：巻二三薄葬篇、九五七頁)。
- (46) 前掲、西脇常記氏「薄葬遺言について」、二一五頁。
- (47) 古代中国の遺言については同氏著『唐代の思想と文化』(創文社、二〇〇〇年)所収「遺言」(二八三～三六二頁)がある。
- (48) 『舊唐書』九(中華書局、一九七五年)、巻九六：三〇二六頁。西脇氏前掲論文「薄葬遺言について」二一五頁。
- (49) 『魏書』第一冊(中華書局、一九九二年)、一四五頁、太和二年五月条による。
- (50) 『日本書紀』下(日本古典文学大系68、岩波書店、一九七〇年)、三六六～三六七頁。以下、『日本書紀』からの引用は本書に拠る。
- (51) 前掲『日本書紀』下、三七二～三七三頁。『統紀』では、寶字以後淡海三船と共に「文人之首」とされた石上宅嗣も薄葬を遺教する(巻三六、天應元年六月辛亥条薨傳)。
- (52) 前掲『日本書紀』下、二九二～二九三頁。
- (53) 前掲『後漢書』一：巻一下、五一頁、建武七(後三一年)春正月丙申条。吉川忠夫訓注『後漢書』(岩波書店、二〇〇一～二〇〇七年)第一冊、六二～六三頁。以下『後漢書』の邦訳・注釈は、『吉川訓注』と簡略表記して本書に依拠する。
- (54) 前掲『後漢書』一：七七～七八頁。吉川訓注『後漢書』第一冊、一一〇～一一一頁。
- (55) 李賢らの注に「初めて作る陵にて未だ名有らざる故に壽陵と號づく、蓋し久長の義を取るなり。漢は文帝より以後みな預め陵を作る、今舊制に循ふものなり。」という。

- (55) 前掲『後漢書』一；七八頁の注に「謂赤眉入長安、惟霸陵不掘」とある。前掲吉川訓注『後漢書』第一冊、一一頁。
- (56) 『後漢書』一；八五頁。吉川訓注『後漢書』第一冊、一二二頁。
- (57) 『漢書』卷四；一三四頁、文帝紀贊に「治霸陵、皆瓦器、不得以金銀銅錫為飾、因其山、不起墳。」とある。吉川訓注『後漢書』第一冊、一一〇頁注八。
- (58) 『後漢書』一；八二頁、中元元年是夏条参照。吉川訓注『後漢書』第一冊では一一九頁。
- (59) 前掲『統紀』前篇(改訂増補国史大系)、卷七；七〇頁、養老元年一月癸丑条。
- (60) 『禮記』玉藻第一三に「凡自稱、天子曰予一人」とある(竹内昭夫著『礼記』中、明治書院、一九九〇年、四八三頁)。真古文『書経』にも散見。小野沢精一著『書経・下』(明治書院、一九九一年)、四〇二頁。
- (61) 『漢書』五；卷二七中之上、五行志第七中之上、一三八五頁。顔師古も「諸侯の號には非ず、故に非名と云う」と注す。
- (62) 前掲吉田氏『論語』、四三二頁。これは『漢書』元帝紀建昭五年三月にも引く。類例は『墨子』(兼愛下)、『書経』(湯誥篇・盤庚篇)、『国語』(周語上)、『呂氏春秋』(順民篇)等にもあり。
- (63) 吉田賢抗氏はこの堯曰篇第一章を四段に分けて通釈を施すが、今それに拠ればこれは間違ひなく第三段の周武王の言葉になる(前掲吉田氏『論語』、四三二〜四三四頁)。
- (64) 『漢書』一；卷九、元帝紀第九；二九六頁。建昭五年春三月詔にみえる「百姓有過、在予一人」の注「三」に師古曰「論語載殷湯伐桀告之文也。言君天下者、常任其憂責。」とす。王先謙『漢書補注』壹(上海古籍出版社、二〇一二年)、四一二頁も同じ。狩野直喜著『兩漢學術考』(筑摩書房、一九八八年)所収「漢書補注補」には建昭五年について言及なく、何若瑤著『漢書注考證』、周壽昌著『漢書注校補』(共に『二十四史訂補』所収)等にも手がかりを得ず。専門家のご教正を乞いたい。
- (65) 『論語』堯曰篇の殷の湯王(履)の言葉は、前掲吉田氏『論語』(四三二〜四三三頁)第二段に「萬方有罪、罪在朕躬。」とあるもので、それと周武の「百姓有過、在予一人」とは異なる。師古は『書経』湯誥篇の「其爾萬方有罪、在予一人。」と勘違ひをしたのではと想像するも、不明。
- (66) 『漢書』一；二八三〜二八四頁。小竹沢『漢書』I；二七九頁。
- (67) 『漢書』一；三四三頁。小竹沢『漢書』I；三四〇頁。
- (68) 『後漢書』一；卷一下、五二頁。吉川訓注『後漢書』第一冊、六四〜六五頁。吉田氏『論語』、四三二頁。
- (69) 『後漢書』一；卷二；一一頁。吉川訓注『後漢書』第一冊、一五二〜一五三頁。同一三年一〇月壬辰晦の日食時には、制曰「冠履勿劾。災異屢見、咎在朕躬、憂懼遑遑、未知其方。」(一一七頁)ともいう。
- (70) 『後漢書』一；卷四；一八二頁。吉川訓注『後漢書』

- 第一冊、二六二～二六三頁。前掲吉田氏『論語』、四三二頁。暗愚な北周宣帝も「萬方有罪、責在朕躬。」と当該表現を踏襲し（『周書』一、中華書局、一九七一年、卷七；一二三頁、大象二年四月己卯詔）、隋煬帝も大業元年正月戊申の詔で同じフレーズを使う（『隋書』一、中華書局、一九八七年、卷三；六二頁）。
- (71) 北魏高祖も太和九年数州に災水・飢饉があつた際の詔に「天之所譴、在予一人、而百姓無辜」と述べ、同一五年正月から四月まで早が続いた時も、「萬方有罪、在予一人。」の表現を以てした（前掲『魏書』卷七上；一五六頁、卷七下；一六八頁）。
- (72) 「向隅」は孤立し失意の様子に譬える。『說苑』（日本橋須原屋茂兵衛版）卷五・貴徳篇には「今有滿堂飲酒者、有一人獨索然向隅而泣、則一堂之人皆不樂矣。」とある。『漢書』卷二三・刑法志（一一〇八頁）もほぼ同文、成立は『說苑』の方が早い。
- (73) 森本公誠著『聖武天皇』（講談社、二〇一〇年）は卓見に溢れた高著である。「責在予一人」とした聖武を「責任感の強い天皇」、「自分の政治に自信があつたからであろう」（二八二頁）とも評された。
- (74) 拙稿「聖武の伊勢行幸と関宮について」（坂本信幸編『聖武天皇の時代』高岡市万葉歴史館叢書25；二〇一三年、三九～四一頁参照）。
- (75) 『十三經注疏・附校勘記』上冊（中華書局、一九九一年）、『毛詩正義』第一二一一、第一七四頁上（四四二頁）、及び陳壽祺撰『五經異義疏證』（上海古籍出版社、二〇一二年）、二二三頁「災名」による。
- (76) 重澤俊郎著『周漢思想研究』（弘文堂書房、一九四三年）所収「董仲舒研究」、板野長八著『中国古代における人間観の展開』（岩波書店、一九七二年）所収「董仲舒」。鈴木由次郎「董仲舒」（『講座東洋思想2・中国思想I』東京大学出版会、一九八二年）、狩野直喜著『中国哲学史』（岩波書店、一九九一年）所収「董仲舒」など参照。
- (77) 『漢書』八・卷五六・董仲舒傳、二四九八頁、前掲小竹沢『漢書』五；二八二頁。（董仲舒がどの程度重要視されたかを疑問視する研究もあるが、今は略す。）
- (78) 前掲『続日本紀』前篇（改訂増補国史大系）、卷11；一二八頁、天平四年春正月乙巳朔条。
- (79) 前掲拙稿「聖武の伊勢行幸と関宮について」、三九～四六頁。
- (80) 例えば宋文帝元嘉五年正月乙亥の詔（『宋書』一、中華書局、一九九一年、卷五；七六～七七頁）も「諱むことなく謙言を以て指陳せよ」と同様の姿勢を踏襲する。
- (81) 『文選』には「百代不易之道」が枚叔の「上書諫吳王」に見える（『六臣注文撰』下冊、中華書局、一九八七年、卷三九；七三三頁）。上引（エ）の「百王」は典拠が明確で、『文選』からの借用ではない。
- (82) 『令集解』後篇（吉川弘文館、一九六六年）、卷一九、考課令、五七三頁。
- (83) 前掲『令集解』考課令、五六〇頁。
- (84) 前掲『漢書』九；傳「三」、二七一〇～二七一二頁の注

〔四〕。『史記』卷一三〇（中華書局、一九八九年）、「太史公自序第七〇」も略同文。以下「史記」からの引用はこの標點本に拠る。

- (85) 前掲『漢書』一〇；卷七三・三一・一七頁の注〔九〕、及び卷八一・三三四三頁の注〔五〕参照。
- (86) 『古漢語常用字字典』（北京商務印書館、二〇〇九年）、一七頁；四五七頁。
- (87) 『呂氏春秋詞典』（山東教育出版社、一九九三年）、四八頁；三七五頁。
- (88) 前掲『漢書』卷八；二四八頁、卷二八上；一五四三頁。小竹沢『漢書』1；二四二頁、同3；二七五頁。
- (89) 白川静著『説文新義』（白鶴美術館、一九八三年）卷五；三五頁。
- (90) 『爾雅注疏』（『十三經注疏』下冊、中華書局、一九九一年）、卷三、釋言第二；一九頁（通二五八五頁）。
- (91) 『古今漢語詞典』（北京商務印書館、二〇〇〇年）、一四六頁及び二九六頁。
- (92) 前掲『魏書』第一冊、卷四；七六頁。
- (93) 『周書』卷五（六八頁）、武帝保定三年二月辛酉条詔、及び卷五（八四頁）、建德三年五月辛酉条詔。
- (94) 『後漢書』六；卷四八、列傳第三八；一五九七頁。吉川訓注『後漢書』第六冊；三一七～三一八頁。
- (95) 前掲日原氏著『春秋公羊傳の研究』、一六頁。
- (96) 岩本憲司著『春秋學用語集』汲古書院、二〇一一年、二四頁。
- (97) 東晋鄭太后之諱（阿春）を避けて「陽秋之義」とする
- 事もある（陳垣著『史諱舉例』世界書局、一九六六年、卷八、一三六頁）。依拠する傳により「公羊之義」や「穀梁之義」とも表記する。
- (98) 前掲狩野直喜著『春秋研究』所収「公羊傳と漢制」、一六八頁。
- (99) 前掲日原氏著『春秋公羊傳の研究』、二五頁、野間文史著『春秋学—公羊伝と穀梁伝』（研文出版、二〇〇一年）、八八頁。宮崎市定氏は「春秋経文の記録者は素朴な災異説、天人相関論を」もち、また「公羊傳は強引な態度で、無理な解釈を押し通そうとした所がある」（『春秋の郭公について』『アジア史研究』第五、同朋舎、一九七八年、一〇頁）とした。
- (100) 前掲『史記』卷一三〇；三二九七頁。小川環樹ほか訳『史記列伝』（五）、岩波書店、一九七五年、一八八頁。
- (101) 前掲『魏書』卷一〇；二六六頁、永安三年九月戊戌条の詔。
- (102) 前掲桑原氏『中国の孝道』、九〇～九一頁。『譯註日本律令』二・律本文篇上卷（東京堂出版、一九七五年）、名例律〔六〕・四三頁、及び同書三・律本文篇下卷、賊盜律〔一〕・四九六頁。前掲日原氏『春秋公羊傳の研究』、一四〇頁。
- (103) 吉川訓注『後漢書』第六冊、三一七頁。『七家後漢書』（文海出版社有限公司、一九七二年）所収、袁山松後漢書「楊終傳、六〇二頁。
- (104) 正月丙寅詔に「比年牛多疾疫、墾田減少、穀價頗貴、人以流亡」。『後漢書』一；卷三；一三二頁。吉川訓注

- 『後漢書』第一冊、一八四頁。
- (105) 『隋書』一(中華書局、一九八七年)、卷七、禮儀志二；一二五頁の「祈雨七事」中に、「命會男女、恤怨曠」あり。北魏高祖や世宗、肅宗らの祈雨祇行にも「男女怨曠」への対策あり。欽明紀元年九月「新羅怨曠積年」の記事に、小島憲之氏は「怨曠の例は魏志に多い」(『上代日本文学与中国文学』上、第三篇「日本書紀の述作」、三五二頁、三五八頁)という。
- (106) 前掲『後漢書』五、卷四二・一四二二三頁。吉川訓注『後漢書』第六冊、一頁。
- (107) 前掲『後漢書』一：卷一下・六八頁、同二：卷一〇上・四〇三頁。吉川訓注『後漢書』第一冊、九三頁、第二冊、二三六～二三七頁。
- (108) 塚本善隆著『中国仏教通史』第一卷(鈴木学術財団、一九六八年)は、「少なくとも後漢朝廷が、その一族の王家のごとき国家の上層治者階層の人々でも(略)外来仏教を信奉してもよいと、公認したことになった」(六七頁)こと等を指摘した。
- (109) 前掲『後漢書』五；一四二八～一四二九頁。吉川訓注『後漢書』第六冊、一三～一六頁。『後漢書』一；志(一)所収『統漢書』天文志第一；三二二〇頁。
- (110) 吉川訓注『後漢書』第六冊、一七頁。顕宗孝明帝紀には(永平一三年)十一月「楚王英謀反、癡、國除、遷於涇縣、所連及死徙者數千人」。(前掲『後漢書』一；一七頁)と記す。
- (111) 前掲『日本書紀』下、四三四～四三七頁。
- (112) 前掲『後漢書』六；一五九九頁。吉川訓注『後漢書』第六冊、三二一頁。
- (113) 前掲『後漢書』六；一五九七頁。吉川訓注『後漢書』第六冊、三一七頁。
- (114) 『公羊伝』隱公元年正月条の「子以母貴、母以子貴」は、『漢書』哀帝紀、王莽傳、『後漢書』光武帝紀、皇后陳夫人紀、鄧暉傳等に引く。「君親無將、將而誅之」は莊公三二年(昭公元年)秋七月条に見え、『漢書』董賢傳、王莽傳や『後漢書』樊儵傳等に引く。
- (115) 前掲富谷氏「西漢後半期の政治と春秋學」『左氏春秋』と『公羊春秋』の對立と展開一、七六頁。
- (116) 前掲『史記』五、卷三五：一五六四及び一五七〇頁。歐陽修補亡『鄭氏詩譜』(『景印文淵閣四庫全書』台湾商務印書館、一九八六年、第七〇冊)、三〇七頁。白川静著『稿本詩經研究』通論篇、一九六〇年、一三二頁「詩譜」(『著作集』第一〇卷、平凡社、二〇〇〇年再録)。
- (117) 前掲『史記』二；卷14：六二六～六二七頁、同五冊、卷35；一五七二頁。『アジア歴史事典』9(平凡社、一九七一年)、「アジア紀年表」付五参照。
- (118) 鎌田正著『春秋左氏伝』二(明治書院、一九九三年)、七〇八頁、成公三年冬十一月条。
- (119) 曹の動向は、前掲鎌田氏『春秋左氏伝』二；七六七～七七二頁、七七六～七七八頁、八〇一～八〇四頁に依拠した。
- (120) 前掲『史記』二；卷一四：六三八～六五六頁。同五；一五七二頁。前掲『アジア歴史事典』9、付五。

(111) 前掲『日本書紀』下、四三四～四三七頁。

七頁)と記す。

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(前掲『後漢書』一；一七頁)

(121) 前掲岩本氏『春秋公羊傳何休解詁』、「傳の部」、六五
五頁。

(122) 「春秋の義」を指導原理とした裁判方法には、「統治
者が恣意的に有罪無罪を決める（天意は君意に、さらに
は史意に転化しがち）ことになってしまふ虞れ」（石川
英昭著『中国古代礼法思想の研究』創文社、二〇〇三年、
二六四頁）があった。

(123) 前掲富谷氏「西漢後半期の政治と春秋學―左氏春
秋」と『公羊春秋』の對立と展開―、七六頁、及び日
原氏『春秋公羊傳の研究』、五九頁など。

(124) 前掲『史記』一〇；卷一三〇・三二九七〜三二九八頁、
及び『史記列伝（五）』『太史公自序』、一八八〜一九〇
頁。

(125) 『書紀』編纂における「漢籍出典の面よりみれば、そ
の痕跡は頗る浅い」（小島憲之）とされる『史記』だが、
当時日本の為政者たちが『史記』を読まなかったのでは
無論ない。

(126) 小島憲之校注『懷風藻・文華秀麗集・本朝文粹』（岩
波書店、一九六四年）、八一〜八二頁。

(127) 前掲岩本氏『春秋公羊傳何休解詁』、五七一頁、『史
記』五、卷三三・一五三二頁。

(128) 『史記』五、卷三三・一五三二頁。何休注では「一生
一及」（前掲『春秋公羊傳何休解詁』、一六六頁）。

(129) 岩本前掲書『春秋公羊傳何休解詁』、五七二〜五七三
頁。

(130) 前掲『続日本紀』前篇（改訂増補国史大系）、卷一；

五頁。

(131) 前掲『続日本紀』前篇、卷二；一六頁。藤堂かほる氏
は「天智の地位は、（略）律令国家成立時点、すなわち
八世紀初頭には確立していた」（『律令国家の国忌と廃務
―八世紀の先帝意識と天智の位置付け―』『日本史研究』
四三〇号、一九九八年、二四頁）と指摘。

(132) 『大安寺縁起』（『群書類従』第二四輯釋家部、卷四三
五）、三九四頁。寛平七年八月五日の日付あり。

(133) 大庭脩著『漢籍輸入の文化史―聖徳太子から吉宗へ
―』研文出版、一九九七年。嚴紹璽「日本における中国
典籍」（『日本における中国伝統文化』勉誠出版、二〇〇
二年）など。

(134) 『三國志』一；『魏書』（中華書局、一九九二年）、卷
三；一〇一〜一〇二頁（青龍二年三月庚寅、丙寅条、
及び『陳書』一（中華書局、一九九二年）、卷三；五〇
頁（天嘉元年六月壬辰、辛丑条）。

(135) 三月戊午と校訂。詹宗祐著『點校本兩唐書校勘彙釋』
上冊、中華書局、二〇一二年、二九頁。

(136) 『舊唐書』一（中華書局、一九七五年）、一〇九頁。
(137) 『周禮』に「有嫡子無嫡孫」の句はない。『儀禮』（喪
服、子夏傳）の間違ひであろう。

(138) 『晋書』一（中華書局、一九九一年）、卷四・九五〜九
六頁、卷五三；一四五七頁以下の愍懷太子傳。

(139) 『南齊書』一（中華書局、一九九二年）、六〇頁。
(140) 前掲『続日本紀』二（新日本古典文学大系）；卷八・
六〇頁の注一。

(141) 前掲『続日本紀』前篇(改訂増補國史大系) 卷八、七八頁、養老三年一〇月辛丑条。

(142) 前掲『続日本紀』前篇(改訂増補國史大系) 卷八；八八頁、養老五年九月乙卯条。『政事要略』前篇(吉川弘文館、一九八一年)、卷二四；七一頁、「官曹事類」。

(143) 拙稿「齋宮案内記(八)」(『あすの三重』No.78、三重社会経済研究センター、一九九〇年)、一〇六頁。